

尚綱学院大学

令和6年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和7年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

尚綱学院大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神にのっとり、教育理念を定め、学則及び大学院学則にそれぞれ教育研究上の目的及び人材養成に関する目的を定めている。

学群・学類体制への移行及び「尚綱学院大学第 4 次中期計画」（以下「中期計画」という。）策定時に「尚綱学院大学ブランドコンセプト」を策定し、教育の個性・特色を明示している。

大学の使命・目的及び教育目的が社会情勢の変化に対応しているかどうかを、自己点検・評価委員会が点検・評価し、社会情勢の変化に対応する体制を構築している。また、使命・目的及び教育目的の策定・見直しの過程で、役員及び教職員の理解と支持を得ている。

教育研究組織については、大学に 3 学群 5 学類、大学院に 1 研究科 4 専攻を設置し、研究組織として 8 部門の学系制を導入している。

「基準 2. 学生」について

学長のガバナンスのもと、アドミッション・ポリシーに基づき、高大接続推進部委員会と入試部委員会を中心に学生募集を行い、概ね入学定員に沿って学生を受入れている。

教学に関する重要事項を審議するために教務部委員会を置いている。

学生ポータルシステム、授業支援システムや学習サポートセンターなどで学修支援を行っている。

キャリア支援の基本的な考え方を示し、学生が人生の中におけるキャリアに対して意識付けができるよう支援を行っている。

学生サービス、厚生補導のための組織として、学生生活部委員会を置いている。

各種アンケートの実施のほか、学生意見交換会、学生意見箱、「学生会要望書」など複数の手段で学生の意見・要望を把握し、大学運営の改善に活用している。

〈優れた点〉

○学生ポータルシステム、学習サポートセンター、オフィスアワー、アドバイザー制度等のシステム整備と適切な人員配置により、多様な学生にきめ細かい学修支援を行っていることは評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを定め、体系的な教育課程を編成して

いる。学生が学群・学類を横断して履修できるようにするため、カリキュラム表、カリキュラム体系図、カリキュラム系統図及びナンバリングを履修ガイドの中で明示している。

単位認定、卒業認定及び修了認定については、学則及び大学院学則に明記し、諸規則及びシラバスに基づき運用している。また、学修成果をより詳細に反映する指標としてファンクショナル GPA(Grade Point Average)を導入している。

学修成果の可視化のために学修成果可視化システムを導入している。

三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を踏まえた学修成果の点検・評価を行うため、アセスメント・ポリシー及びアセスメント・チェックリストを定め、自己点検・評価委員会が点検を行い、内部質保証委員会が改善策の検討を行い、委員長が改善指示として「教学・大学運営活動改善のお願い」を各部署長に出している。

「基準 4. 教員・職員」について

学長が適切なリーダーシップを発揮するために、総括担当及び教学担当の副学長を置いている。また、学長副学長会議や日常的な業務に関わる常任委員会等が、役割に応じて審議、提案、情報共有が行える体制がとられている。大学及び大学院の専任教員については、法令にのっとり、学群や研究科に配置している。

教員については、「教員自己点検・自己評価申告書」のほか、FD(Faculty Development)研修でさまざまな内容を取扱うなど、職能開発や教育内容・方法の向上のための取組みが行われている。

職員については、専任事務職員評価制度、個人目標管理制度、学外派遣研修、大学院派遣研修、資格取得支援に対する補助制度、動画配信による研修など大学運営に関わる職員の資質・能力向上のための取組みが行われている。

研究については、研究環境及び研究に関する規則を整備し運用を行っている。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

寄附行為、学則及び諸規則を定め運用しており、経営の規律と誠実性を維持している。

理事、監事及び評議員の選任、理事会及び評議員会の運営は、規則にのっとり行われている。常任理事会である「常任会」を置き毎週開催することを原則とし、迅速な議論、意思決定を図っている。また、理事、監事及び評議員による「合同懇談会」を開催し、法人及び大学の課題について議論する場を設けている。

内部監査室を設置するとともに、監事及び会計監査人を構成メンバーとする監査協議会を開催している。

会計処理及び会計監査については、学校法人会計基準及び規則にのっとり運用するとともに、令和 5(2023)年度には財務課を財政課と経理課に部署を再編することで、チェック機能とけん制機能を持たせている。

「基準 6. 内部質保証」について

内部質保証については、「尚絅学院大学内部質保証に関する基本方針」及び「尚絅学院大学内部質保証規程」を策定し、全学的な方針及び責務を明示している。

内部質保証委員会を設置し委員長を学長としている。内部質保証委員会のもとに自己点検・評価委員会、IR推進専門委員会及び外部評価委員会を設置し、内部質保証に関する一連の活動を行っている。

自己点検・評価を毎年実施し、自己点検評価書をホームページに掲載している。

IR(Institutional Research)について、IR推進専門委員会が「尚綱学院大学教学IR運用規程」にのっとり実施し、収集したデータは「FACT BOOK」として学内ポータルサイトに掲載している。

内部質保証に関する一連の活動の結果を内部質保証委員会で検討し、委員長から改善指示である「教学・大学運営改善活動のお願い」によりPDCAサイクルを機能させている。

〈優れた点〉

○外部評価委員会が取りまとめた「外部評価報告書」を大学教育水準の向上や組織運営の活性化に生かしている点は評価できる。

総じて、大学は建学の精神、教育理念、学則及び大学院学則にそれぞれ定める教育研究上の目的及び人材養成に関する目的に基づき運営を行っており、「尚綱学院大学ブランドコンセプト」に基づく教育研究活動及び地域に根差した大学として更なる発展が期待される。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準A.地域貢献」「基準B.国際交流」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 学群・学系制による横断的な学び
2. SDGsへの取り組み
3. 地域実践、地域連携への取り組み

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 使命・目的等

【評価】

基準1を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神「キリスト教精神に基づく教育によって、自己を深め、他者と共に生きる人間を育てる」にのっとり、教育理念を「キリスト教精神と豊かな教養によって内面をはぐくみ、他者への愛と奉仕の心をもって社会に貢献する人間を育成する」と定め、寄附行為に設置の目的、学則及び大学院学則にそれぞれ教育研究上の目的及び人材養成に関する目的を定めている。

学群・学類体制への移行及び中期計画の策定に当たり、「尚綱学院大学ブランドコンセプト」を策定し、教育の個性・特色を明示している。

大学の使命・目的及び教育目的が社会情勢の変化に対応しているかを自己点検・評価委員会において適宜、点検・評価を行い、学群・学類体制への改組など「時代の要求に応える力」を身に付ける事ができるよう社会情勢の変化に対応する体制を構築している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院の使命・目的及び教育目的について、自己点検・評価委員会による点検が行われ、策定及び見直しについては、教職員を構成員とする教学部局、教授会又は研究科委員会及び理事会の審議を経て決定し、その過程で役員及び教職員の理解と支持を得ている。

学内外への周知については、ホームページへの掲載、小冊子「尚綱学院大学とキリスト教」の教職員、学生全員への配付、履修ガイドへの掲載、自校学である「尚綱学」を必修科目として開講するなどの取組みを行っている。

使命・目的及び教育目的は中期計画、三つのポリシーに反映している。

また、教育組織として大学に3学群5学類、大学院に1研究科4専攻を設置し、研究組織として8部門の学系制を導入するなど、使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成と整合性は保たれている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、毎年度見直しを行っているアドミッション・ポリシーは、入学者選抜区分及び学類別に定め、ホームページ、入学試験要項及びオープンキャンパスで公表し、周知している。

入学者受入れについては、学長のガバナンスのもと入試部委員会が中心となって行っており、入学者選抜における具体的な運営全般の管理は入試管理専門委員会が担当し、適切に運用している。アドミッション・ポリシーと入学者選抜方法との整合性は拡大入試部委員会が検証している。また、入学後の追跡調査として、入学者選抜区分ごとの GPA 平均値の推移や学籍異動状況を分析し、周知方法の検証作業を行っている。

心理・教育学群子ども学類においては収容定員を下回っていることから、子ども学類に特化した学生募集資料を作成するなど努力を行っている。

〈参考意見〉

○心理・教育学群子ども学類について、収容定員未充足のため入学者の確保に向けた効果的な対応が望まれる。

2-2. 学修支援

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働による学生への学修支援に関する方針や計画を、中期計画にまとめて共有を図り、運用に当たっては教務部委員会を設置し教学に関する重要事項を審議する体制を整備している。

「尚綱学院大学ティーチング・アシスタントに関する規程」を整備し、TA 及び SA(Student Assistant)の制度を活用しており、障がいのある学生への対応や休学及び中途退学の防止対策についても組織的に対応している。

〈優れた点〉

- 学生ポータルシステム、学習サポートセンター、オフィスアワー、アドバイザー制度等のシステム整備と適切な人員配置により、多様な学生にきめ細かい学修支援を行っていることは評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援として、「学生一人ひとりが将来の目標を見つけ、それを実現するために自発的に取り組むことができるようにサポートする」という現実的かつ実践的な考え方を設定している。進路就職課の主導で作成した「進路ガイドブック」を学生に身近な手引きとして活用している。就職ガイダンス、企業の経営者・採用担当者の話を聞く機会の提供、マナー講座やスーツの着こなし講座、集団面接・グループディスカッション練習の実施等、実践的なプログラムを通じて職業観の形成や就職力の向上を図るとともに、資格取得のための講座や公務員模擬試験なども導入している。インターンシップを正規科目として配置し、学生の意識をキャリア構築に向けている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導のための組織として学生生活部委員会を設置し、学生生活を安定させるために保健室、学生相談室及び学生支援室を置いている。アドバイザー制度により、学生は原則として年間2回の個人面談を受け、学生生活の不安解消の契機とすることができる。課外活動団体は保護者と教職員の会である「尚学会」から課外活動助成費を受けることができ、試合の遠征費や合宿費用の一部負担等に充てている。

学生食堂のランチを半額以下で学生に提供する「食の支援」を定期的にも実施しており、継続して学生の経済的な支援に努めている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

施設・設備は、耐震基準に基づいた設計及び施工により安全性を確保している。

教育目的達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等の施設・設備を整備し適切に運営、管理している。

全学共同利用のコンピュータ実習室を管理運営する情報システムセンターには、コンピュータ利用教育支援スタッフを配置し、実習室の環境整備や担当教員の補助、学生の相談対応のほか、全学的な視聴覚備品の貸出しや管理を行っている。車椅子用スロープ、車椅子、オストメイトに対応した多目的トイレを構内に整備し、令和 2(2020)年度に「みんなのトイレ(ジェンダーレスなバリアフリートイレ)」を増設し、利便性の向上に努めている。

授業形態に応じて学内で定めている基準を超える履修希望者がいた場合、クラスを増設するなど、受講者数の管理を適切に行っている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見・要望を把握する方策として、IR 推進専門委員会が、毎年 3 月末から 4 月初めに在学生アンケート及び入学生アンケートを実施している。学生の意見・要望を大学の教育運営や学修環境の整備に反映させるため、「学生意見交換会」を年間 3 回実施している。

学生意見箱で出された意見や要望は、回答案を関係部署で協議・作成し、学長副学長会議で確認後、学生に回答及び掲示を行っている。

学生会において全学生から求めた意見を集約し、「学生会要望書」として提示された内容については関係部署の協力のもと学生生活部長が回答し、大学運営の改善に活用している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、ホームページで公表している。

成績評価基準は、学則及び大学院学則の中で適切に定め、入学時に学生へ配付する履修ガイド、学生オリエンテーション等で周知している。

大学及び大学院における単位認定、進級、卒業認定及び修了認定基準は、ディプロマ・ポリシーを踏まえて策定し、履修ガイドにて学生に周知している。

学生の学修成果をより詳細に反映できる指標としてファンクショナル GPA を導入している。

単位認定、進級、卒業認定、修了認定基準等の適用については、大学は教務部委員会、大学院は研究科委員会が調整を行い、厳正に運用している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

学群・学類及び大学院各専攻のカリキュラム・ポリシーを定め、履修ガイドにディプロマ・ポリシーとともに記載し周知を図っている。

カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシー及び専門的知識の体系については一貫性が保たれており、関連性を示すカリキュラムマップと科目のナンバリングを適切に整備している。

教養教育について、教学推進専門委員会及び外国語教育運営委員会を中心に検討し、適切に実施している。

教授方法の工夫・開発と効果的な実施においてはアクティブ・ラーニングの授業内容をFDで取上げるなど、将来計画における教学マネジメントのPDCAサイクルが組織的に機

能している。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

アセスメント・ポリシーに基づき、自己点検・評価委員会にてアセスメント・チェックリストを策定し、点検を行っている。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果については、学修到達度評価やジェネリックスキル測定テスト等の学生アンケートを加味して策定している。

令和 5(2023)年度後期からは、学修成果可視化システムを導入し、学修状況の可視化に努めている。

学修成果の点検・評価の結果に基づき改善が必要な状況については、内部質保証委員会が改善指示として「教学・大学運営活動改善のお願い」をもとに各部署長に出している。また、その状況については内部質保証委員会で確認し教育内容の改善を推進している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長が適切なリーダーシップを発揮するために、2人の副学長を置き、総括担当と教学担当に機能を分けて運営を行っている。また、学長副学長会議を軸として、学群や研究科、日常的な業務に関わる常任委員会等における審議、提案、情報共有等が行える会議体制を組織している。

教学マネジメントの機能を強化するため、令和 4(2022)年度には教学的な委員会の事務の再編・統合を行うことで、カリキュラム改革にとどまらず、教育方法や新たな教育の取組みの検討が行える体制を整えている。

専任事務職員評価制度を整備し適正な運用を行うことにより、職員の能力向上や意識改革も進んでいる。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

専任教員を、大学及び大学院における教育課程を適切に運営できるように配置している。また、教員の採用・昇任についても規則に定め、プロセスに沿って、適切に運用している。

教員評価では、教員へ「教員自己点検・自己評価申告書」の作成を義務付け、学長自らが目を通し、面談や評価結果を本人に伝えるなどの丁寧な取組みを行っている。

また、FDの企画や運営については全学FD・SD委員会が担い、授業改善、科学研究費助成事業、外部資金獲得、学修・学生支援、学生募集広報等、多岐にわたる研修を企画・運営している。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

経営管理部人事課がSD研修を計画・実施し、事務の業務効率の向上と職員の能力開発を図っている。

平成 27(2015)年度から個人目標管理制度を導入し、継続的な業務改善・改革への意識を高めるとともに、個人の能力向上につなげている。学外派遣研修、大学院派遣研修及び資格取得支援に対する補助制度を設け、個人の資質・能力向上のため必要な知識と技能を習得する機会を提供している。令和 3(2021)年度からは学外の動画コンテンツを利用した研修を導入し、SDや自己研さんに活用している。

4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境について、教員研究室に空調や ICT（情報通信技術）を備え、実験施設・設備においても適切に整備を行っている。研究活動を活性化するため「研究専念期間制度」を設け、活用している。

研究倫理に関連する規則を整備し、必要な委員会において厳正に運用している。全ての研究者に対して、不正行為の事前防止と公正な研究活動推進のための説明会を実施している。

研究活動に対し、「尚綱学院大学研究費規程」にのっとり研究費を配分している。科学研究費助成事業や受託研究費等の支援体制を整備し、外部資金の導入に努めている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為、学則、「公益通報者保護に関する規程」及び諸規則を定め、学校法人の経営の規律と誠実性を維持している。

令和 5(2023)年度からは法人に内部監査室を設置し、業務、内部会計、情報システム及び公的研究費の監査を行い、会計監査人及び監事と協力・連携し、理事会、「常任会」及び教授会それぞれにおいて、使命・目的の実現に向けた継続的な取組みを行っている。

環境保全では、施設のバリアフリー化を進めている。また、尚綱学院創立 130 周年記念事業として「里山再生事業」を掲げ、キャンパス内の「尚綱の森」を安全に散策できるよう散策道の整備も行っている。

また、人権及び安全の面でも、諸規則を整備し啓発活動などを実施しており、配慮や体

制整備に努めている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、寄附行為にのっとり適切に選任した理事で構成し、隔月開催することで、中期計画に基づきさまざまな審議を行っている。また、「常任会」を置き、毎週1回開催することを原則とし、迅速な議論や意思決定ができる体制となっている。

その他にも、理事、評議員及び監事による合同懇談会の開催や、「常任会」の構成員に設置校の管理監督職位者等を加えた理事会の課題共有及び意見交換を目的とした研修会も組まれており、実効性のある運営と体制を整備している。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為において、設置校長、評議員、卒業生、事務局長等が理事となることが定められており、法人及び設置校との意思疎通と連携が適切に行われる体制が整っている。

また、理事会での決定事項は、学長自らが教授会構成員に説明を行っている。教職員の意見は、教授会及び委員会から学長副学長会議を経て、必要に応じて「常任会」で議論する仕組みが作られており適切な運営となっている。

監事は、寄附行為の定めに基づいて適切に選任し、理事会及び評議員会に出席し意見を述べており、その職責を果たしている。

評議員会においても、寄附行為の定めに基づいて選任された評議員が、運営に携わっている。寄附行為では評議員会は原則年間3回開催と定めているが、理事会同様に隔月で開催している。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

平成 30(2018)年度に策定した「中期財政計画（2019～2024 年）」に基づき、予算編成及び予算執行を行い、適切に財務運営を行っている。

財務比率の目標値を設定し、達成に向け財政の改善に取り組んでおり、財務比率上は総じて良い状況である。大学部門は、過去 5 年間にわたり経常収支差額が収入超過を維持しており、安定した財務基盤を確立している。一方、法人全体では、過去 2 年間にわたり支出超過の状態となっているため、収支均衡に向けた経費削減を図っている。

外部資金獲得専門委員会を設置し、科学研究費助成事業をはじめとする外部資金の獲得について取り組んでいる。また、寄付金募集事業や資金運用等を行い、収入構造の多様化を図っている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準を遵守した上で、経理規程をはじめとする諸規則にのっとり会計処理を適切に行っている。組織面では、財務課を財政課と経理課に分け、チェック機能とけん制機能を果たしている。

予算執行に関して、予算と大きくかい離する場合は、補正予算を編成し理事会の議案としている。

会計監査については、監事及び会計監査人を置き適切に実施している。内部監査室は半期ごとに監査協議会を開催し、その結果を「常任会」及び理事会で報告している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「尚綱学院大学内部質保証に関する基本方針」及び「尚綱学院大学内部質保証規程」を策定し、内部質保証に関する全学的な方針及び内部質保証の責務を明示している。

内部質保証のための組織として、内部質保証委員会を設置し委員長を学長としている。内部質保証委員会のもとに自己点検・評価委員会、IR推進専門委員会及び学外の有識者を委員とする外部評価委員会を設置し、内部質保証委員会が、自己点検評価書、中期計画の点検結果、アセスメント・チェックリスト、外部評価報告書などの一連の点検・評価、改善・改革等を行っている。

また、自己点検・評価に関する専門的な作業を行うための自己点検・評価専門委員会と教員の個人評価を行う教員個人評価専門委員会を設置しており、全学的に内部質保証を実施するための組織体制を構築している。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自主的・自律的な自己点検・評価は、内部質保証委員会のもと、毎年、自己点検・評価委員会を中心に実施している。

自己点検評価書の作成については、日本高等教育評価機構の基準をもとに点検・評価項目を設定し、各組織で一次評価を作成している。それをもとに自己点検・評価専門委員会が自己点検評価書として取りまとめ、自己点検・評価委員会での審議、内部質保証委員会への報告が行われ、エビデンスに基づく自己点検・評価が行われている。

自己点検評価書はホームページに掲載し、学内外へ公表している。

また、IR推進専門委員会が「尚綱学院大学教学 IR 運用規程」にのっとり IR 分析やデータの活用・運用を行い、収集したデータは学内ポータルサイトに「FACT BOOK」として掲載している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証委員会を中心とした内部質保証体制を構築し、自己点検・評価委員会による

自己点検・評価、アセスメント・チェックリストに基づく三つのポリシーの点検、中期計画の点検及び外部評価委員会による外部評価の結果を内部質保証委員会で検討している。結果については、大学運営会議で共有するとともに、教学推進委員会によるディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーの見直し、内部質保証委員会委員長からの改善指示である「教学・大学運営活動改善のお願い」などにより大学全体に伝達し、各組織が検討・改善方策の実施をしている。

また、自己点検・評価をはじめとする内部質保証活動の結果、認証評価及び設置計画履行状況等調査の結果は、中期計画に反映しており、内部質保証のための PDCA サイクルが機能している。

〈優れた点〉

○外部評価委員会が取りまとめた「外部評価報告書」を大学教育水準の向上や組織運営の活性化に生かしている点は評価できる。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域貢献

A-1. 地域の「知識の共通基盤」や交流拠点としての大学

- A-1-① 地域にひらかれた大学として、大学施設の開放、教育研究成果の還元を積極的に行う取組み
- A-1-② 自治体や他大学、企業等との適切な協力関係

【概評】

大学は、「みやぎ県民大学『学校開放講座』」「名取市民大学」「学都仙台コンソーシアムサテライトキャンパス講座」等、宮城県と大学が所在する名取市双方の地域貢献活動に積極的に取組み、ボランティア活動でも仙台市及び名取市教育委員会と提携している。大学独自の教育成果の還元については、「尚綱オープンユニバーシティ」「尚綱学院大学総合型地域スポーツクラブ『絆・KIZUNA』」及び「ボランティアチーム TASKI」と多様であり、地域住民の具体的な参加が期待できるものになっている。大学における授業科目が地域と連携する例も 60 件近くに上っており、大学は組織全体として地域連携に取組み、教員、学生及び地域住民は密接に関係している点で地域に開かれた大学といえる。

名取市とは「文化・産業事業支援に関する協定」を結び、「とびだせ！ 関上しらすプロジェクト」及び「きくらげ調査研究」を通して名取市及び地元企業とともに産学官の連携を推進している。このほかにも宮城県川崎町・亘理町・大衡村・山元町・塩竈市、青森県との連携もある。また、関東学院大学、宮城教育大学及び仙台大学と連携し、学生の派遣等を行っている。

これらの連携の中で大学と地域が、まちづくり、商品開発と販売促進、教育支援及び災害ボランティアチームの参加等、多様で広がりのある協力関係となっており、継続的に維持されている。

基準B. 国際交流

B-1. 国際交流の適切性

- B-1-① 大学の特色を生かした国際交流
- B-1-② 海外協定校との適切な協力関係

【概評】

国際交流活動を積極的に行い、建学の精神に基づき「世界を知り『人』を大切にする人材の育成」に資する機会としている。PDCA サイクルを機能させながら、令和 5(2023)年には 13 校の協定大学と交流の機会を設けるなど活動を飛躍的に増大させ、定性的観点からの検討が行われている。

また、スーパーグローバル大学創成支援事業採択大学が中心となって創立した「大学の国際化促進フォーラム」に入会し最新情報が得られる体制を整備するなどして、交換留学生の積極的な受入れをしており、さまざまな活動を通して学生へ多様な経験の機会を提供している。令和 5(2023)年度は日本学生支援機構海外留学支援制度に追加採択されたことにより、学生の経済的な負担の軽減を図りつつ、大学を挙げて海外協力校と相互に協力しながら国際社会で活躍する人材育成を推進している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 学群・学系制による横断的な学び

本学では、学修者本位の教育を実現するために、学生が自分の目標や興味に合わせて、学びたい学問領域を柔軟に選択できる教育システム（学群・学系制）を導入している。資格取得を志す学生には、実績ある養成課程（公認心理師、教員養成、保育士、管理栄養士）で専門的知識と技術修得のための学びの場を、将来の可能性を模索している学生には、幅広い学問分野と現場体験の中から自分の将来を最適化する学びの場を提供している。

分野横断的な学びのシステムとして、他学類開放科目を多く設定しており、学生は自分の所属学類以外の授業科目を、自分の興味・関心にあわせて履修することが可能となっている。また、学系制の教員組織であることを活かし、専門分野が異なる複数の教員が1つの授業を担当する科目を開設している。例えば、健康栄養学群の「食品開発論」では、食品化学と経営学の教員が、心理・教育学群の「多世代交流論」では、社会学、心理学、保育学の教員が、それぞれの専門分野の視点を交えて授業を行い、学生は1つの科目の中で分野横断的な学びを体感することが出来ている。

2. SDGs への取り組み

本学では、建学の精神「キリスト教の精神に基づき、他者と共に生きる」に通底する「地球上の誰一人として取り残さない」というSDGsの理念に賛同し、グローバルな視点を持ちつつ、SDGs 17のゴールの中から東北の諸課題の解決に焦点を当てた教育・研究活動に取り組んでいる。その取り組みは、本学の学生・教職員の諸課題の解決に向けた教育・研究活動のみならず、一般市民の方へSDGsへの理解や課題解決に向けた実践を促す働きかけに繋がっている。

学生の学びでは、本学の学びとSDGsとの関連を意識するよう、授業科目にSDGsの17のゴールを設定しシラバスに明示している。大学全体の活動では、宮城県内の中心街にある商店街を会場に、毎年「SDGs マルシェ」を開催しており、令和6（2024）年度で9年目を迎える恒例のイベントになっている。この活動は、本学学生・教職員の他、県内の企業・行政、活動団体、高校生等のSDGs活動紹介の場として活用されており、イベントを見に来た一般市民をも交えて、広くSDGsへの理解と実践の場となっている。

3. 地域実践、地域連携への取り組み

本学では、「地域・社会貢献」を「教育活動」「研究活動」に並ぶ本学の第三の柱と位置づけ、地域の人材育成と諸課題の解決に向けて取り組んでいる。令和5（2023）年度の本学所在地県内での教育・研究・課外活動の回数は150回を超えている。その活動内容は、授業でのフィールドワーク、企業等との連携・協力事業、教員による公開講座・生涯学習講座の実施、学生の地域活動など多岐にわたっている。

これらの活動については、「尚綱学院大学 地域連携事業報告書」を作成し、大学ホームページに掲載しており、本学の地域実践、地域連携への取り組みについての理解を促している。